

平成23年 6 月17日

各市町村長 殿
関係施設の長 殿

茨城県保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等設備災害復旧費等の国庫補助について

この度、国から平成23年度社会福祉施設等設備災害復旧費等国庫補助金交付要綱が示され、県内にある事業所で事業再開に係る経費等が対象となっています。

つきましては、当該交付要綱に該当し補助金の交付を希望する場合には、下記により提出されますようお願いいたします。

なお、補助金は、国の予算の範囲内で交付されるものであるため、必ずしも補助を受けられるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

記

1 本事業の目的

東日本大震災により被災した被災事業所等の事業再開に当たって必要な設備の復旧を行い、被災地における障害福祉サービスの確保を図るとともに、非常用自家発電機の設置に対する支援を行い、人工呼吸器等の機器を必要とする障害者・児の生命及び健康の保持に資することを目的とする。

2 補助対象事業（補助基準額・補助率）

(1) 障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業（事業再開に要する経費）

①開設準備経費（1か所当たり 1,000 千円・定額）

- ・事業再開に要する初度設備（机、椅子、パソコン等）
- ・事業所を借り上げる際の礼金等

②災害復旧設備費（1か所当たり 5,000 千円・定額）

- ・就労移行支援、就労継続支援等の事業再開に必要な生産活動設備等

③災害復旧大規模生産設備費（1か所当たり 100,000 千円・定額）

- ・就労継続支援の事業再開に必要な大規模生産活動設備等

(2) 障害者支援施設等自家発電装置整備事業（1か所当たり 9,000 千円・1/2）

停電時等において、人工呼吸器等の機器の稼働に必要な電力を確保するために必要な自家発電装置の設置に必要な経費。（人工呼吸器の機器を必要とする者がいること）

施設における通常電力の消費量を減らすことを目的とするものではない。

3 対象事業所

- (1) 障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業（事業再開に要する経費）

交付要綱3（2）を参照

- (2) 障害者支援施設等自家発電装置整備事業

交付要綱3（5）を参照

4 申請手続きについて

- (1) 提出書類

○協議書（別添様式）

※次の書類等については、今回の協議においては必要ありませんが、交付申請時等においては提出が必要になります。

- ・見積書，領収書
- ・被災したことがわかる写真等
- ・罹災証明書，罹災届出証明書，被災証明書等の写し
- ・廃車証明書，備品台帳等関連経費の証明書等の写し

- (2) 提出期限 平成23年6月27日（月）午後3時 ※必着

- (3) 提出方法 FAX またはメール

茨城県障害福祉課【FAX】029-301-3370

【メール】shofuku-jiritsu@pref.ibaraki.lg.jp

5 問い合わせ先

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部障害福祉課

(1) 市町村立施設 … 企画担当 TEL 029-301-3357

(2) 社会福祉法人・民間施設 … 自立支援担当 TEL 029-301-3363

6 その他

「社会福祉施設等設備災害復旧費等国庫補助金交付要綱」「社会福祉施設等設備災害復旧費等事業実施要綱」につきましては、茨城県保健福祉部障害福祉課ホームページに掲載しておりますので、申請に当たっては必ず確認願います。

アドレス：<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/shofuku/shofuku.htm>